IT補助金2022 ご案内

IT補助金について

中小企業・小規模事業者等の生産性向上を支援する目的で、ITツール(ソフト ウエア、サービス等)の導入にかかる経費が一部補助される制度です

IT導入補助金2022の概要:下記類型に該当するITツール(ソフト・ウェア、サービス等)を導入する経費の一部を補助

※大企業は該当しません

●通常枠:A・B類型

働き方改革に対応、生産性の向上につながる

推奨 ◆セキュリティ対策推進枠 -

中小企業・小規模事業者等のみなさまがサイバーインシデントが原因で事業継続が 困難となる事態を回避

サイバー攻撃被害が供給制約や価格高騰を潜在的に引き起こすリスクや生産性向上を 阻害するリスクを低減していただく事を目的

推奨 ◆デジタル化基盤導入枠 -

インボイス制度への対応も見据えつつ、企業間取引のデジタル化を強力に推進 サプライチェーンや商業集積地の複数の中小企業・小規模事業者が連携

セキュリティ対策推進枠の新設

高まるサイバー攻撃事案の潜在リスクを踏まえ、 サイバーインシデントが引き起こす様々なリスク低減を支援

サービス利用料の1/2以内、最大100万円を補助

サービス利用料を最大<mark>2年分</mark>まとめて補助

補助対象を「サイバーセキュリティお助け隊サービス」に特化

独立行政法人情報処理推進機構が登録・公表するサービス

新 設 デジタル化基盤導入枠の新設

インボイス制度導入への対応も見据えつつ、企業間取引のデジタル化を強力に推進

『会計』、『受発注』、『決済』、『EC』ソフトに補助対象を特化

■ クラウド利用料を2年分まとめて補助

PC・タブレット、レジ・券売機等の購入を補助対象に追加

● PC・タブレット : 上限10万円、補助率1/2で支援 ※ソフトウェア利用を目的とした場合のみ

● レジ・券売機等 : 上限20万円、補助率1/2で支援

複数社連携IT導入類型の創設

※商工団体等(商工会議所、事業協同組合など)

補助率について

推奨

令和3年度補正予算						令和元年度補正予算		7
	デジタル化基盤導入枠				通常枠			
類型名		デジタル化基	盤導入類型		複数社連携IT導入類型	A 類型	B類型	
ITツール		PC・タブレット等	レジ・券売機					
補助額	5万~350万				(1)デジタル化基盤導	30万円~	150万円~	
	内、5万円~50 万円以下部分	内、50万円超~ 350万円部分	~10万円	~20万円	入類型の対象経費 ⇒左記と同様 (2)上記(1)以外の経費	150万円未満	450万円以下	
機能要件	会計・受発注・ 決済・ECのうち 1機能以上	会計・受発注・ 決済・ECのうち 2機能以上	左記ITツールの 使用に資するもの		⇒補助上限額は50万円 ×参画事業者数、補助 率は2/3以内	1プロセス以上	4プロセス以上	 **
補助率	3/4以内	2/3以内	1/2	2以内	(1事業あたりの補助上限額 は、3,000万円((1)+(2)) 及び事務費・専門家費)	1/2以内		
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)、 ハードウェア購入費、導入関連費				汉○尹勿真·寺门 承真/		クラウド利用費(ク :分)、導入関連費	

※プロセス:顧客対応、販売支援、決済、債権債務、資金回収管理、供給、在庫、物流、会計、財務、経営、総務、人事 給与、労務、教育訓練、法務、情シス、業種固定プロセス、汎用・自動化・分析ツールの機能をもった業務効率 につながるソフトウェア

補助率について

推奨

	セキュリティ対策推進枠		
補助額	5万~100万円		
補助率	1/2以内		
機能要件	独立行政法人情報処理推進機構が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されてい るいずれかのサービス		
補助対象	サービス利用料(最大2年分)		

デジタル化基盤導入類型の補助額の考え方

<補助額5万円~50万円以下の場合>

補助率3/4以内にて算出します。

<補助額50万円超の場合>

うち50万円以下の金額については補助率3/4以内、 50万円超の金額は補助率2/3以内にて算出します。

	5万円~350万円				
•	内、5万円~ 50万円以下部分	内、50万円超~ 350万円部分			
	3/4以内	2/3以内			

例)補助対象経費100万円で申請する場合

	補助対象経費		補助額
補助率3/4	1	666,667	500,000
補助率2/3	2	333,333	222,222
合計	3	1,000,000	722,222

- ① 補助額5万円~50万円以下部分 補助額500,000円の補助率は3/4のため補助対象経費は 666,667円となります。
- ② 補助額50万円超~350万円部分 残りの補助対象経費333,333円は補助率2/3のため補助額は 222,222円となります。
- ③ 最終的な補助額 申請可能な補助額の合計は、722, 222円となります。

主な補助対象外となるソフトウェア

- ●1つのプロセスの中で幅広く業務カバーするものではなく**単一処理機能**しかない
- ●購入済みソフトの追加購入分ライセンス費用、また既存ソフトの**リビジョンアップ費用** (例:奉行シリーズのバージョンアップはリビジョンアップに該当しない)
- ●一般市場に販売されていないもの
- ●料金体系が従量課金方式をとるもの
- ●単なる情報提供サービス
- ●恒常的に利用されないもの
- ●補助金申請、報告に係る申請代行費
- ●交付決定前に購入したソフトウェア

- ●**スクラッチ開発**が伴うソフトウェア
- ●広告宣伝費
- ●対外的に無料で提供されているもの
- ●ホームページ制作、コンテンツ配信システム
- ●リース・レンタル契約のソフトウェア
- ●租税公課(消費税)
- ●その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと経済産業省および事務局が判断したもの

申請時に必要なもの①

1. SECURITY ACTIONの宣言

「★ 一つ星」または「<math>★ ★ 二つ星」いずれかの宣言が必要

※一つ星はWebで5分程度

2. アカウント取得と必要書類

GビズIDの「gBizIDプライム」アカウントを取得すること ※目安で1ヶ月程度 履歴事項全部証明書(法務局発行)、法人税の納税証明書(税務署発行) ※法人の場合

3. 財務情報等の報告要件

前期および前々期の財務情報(売上、営業利益、経常利益、資本金等)と従業員数および年間の平均労働時間数を事務局に報告

4. 労働生産性向上要件(A・B類型申請時のみ)

1年後の伸び率3%以上、3年後9%以上の労働生産性向上を目標とした計画を作成ただし、過去3年間にIT導入補助金の交付を受けた事業者は、1年後の伸び率4%以上、3年後12%以上の労働生産性向上を目標とした計画を作成すること

申請時に必要なもの②

賃上げ要件(A・B類型申請時のみ、B類型は要件を満たすことが必須)

事業計画期間(3年間)において、

- ①給与支給総額※を年率平均1.5%以上増加させる計画目標
- ②事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上の水準とする計画目標を設定し、申請時点で従業員に 表明していること

尚、デジタル化基盤導入類型の申請では、「賃金の引き上げを行う」とした場合に上記計画目標の設定等を 行うことができます。

※給与支給総額とは、全従業員(非常勤を含む)および役員に支払った給与等(給料、賃金、賞与および 役員賞与は含み、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く)をいう。

【賃上げ要件(必須要件のB類型)で事業計画終了時点において】

①、または事業計画中の毎年3月時点において②の増加目標が未達の場合は、補助金の全部または一部の返還が求められます。

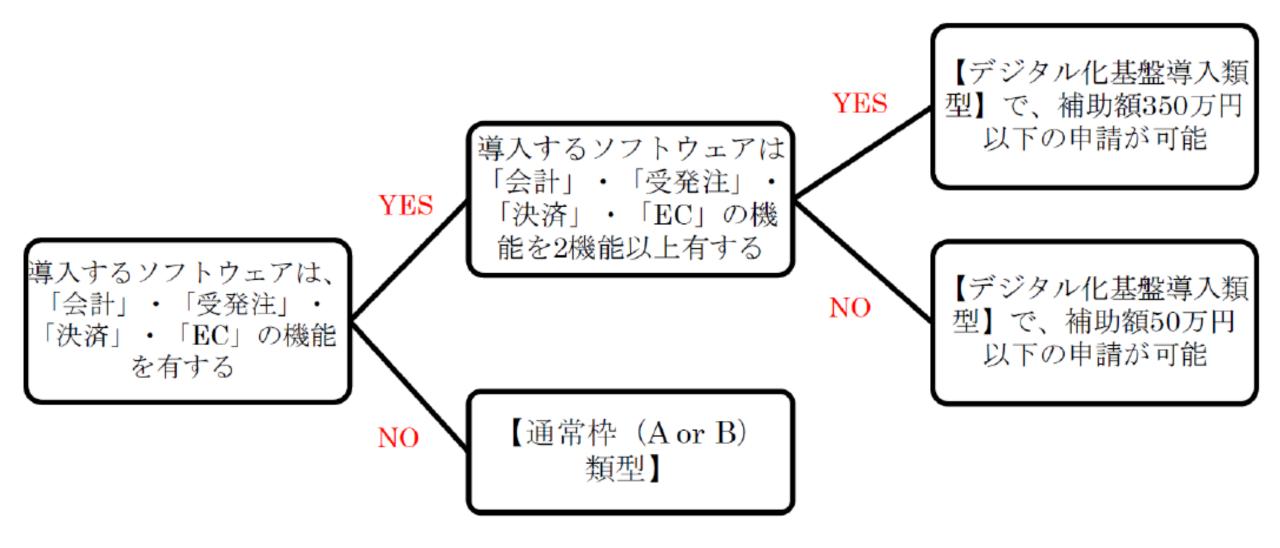
ただし、小規模事業者※及び一部の事業者(保健医療機関、保険薬局、介護サービス事業者、社会福祉法人、 更生保護法人、学校)は対象外となります。

※) 常時雇用する従業員20人以下の企業。ただし、商業(卸売業・小売業)・サービス業は従業員5人以下 の企業

申請時の加点項目

- 1. 地域未来促進法の地域経済牽引事業計画の承認を取得していること
- 2. 交付申請時点で地域未来牽引企業に選定されており、地域未来牽引企業として の「目標」を経済産業省に提出していること
- 3. 導入するITツールとして「サイバーセキュリティお助け隊サービス」を選定し ていること
- 4. A類型、デジタル化基盤導入類型での申請者或いは小規模事業者及び一部の事業者(保健医療機関、保険薬局、介護サービス事業者、社会福祉法人、更生保護法人、 学校)が<u>賃上げ要件」を満たす</u>場合
- 5. A・B類型での申請者が導入するITツールとして<u>クラウド製品</u>や<u>インボイス制度</u> 対応製品を選定している

類型判別チャート



IT補助金の紹介ページ



https://www.it-hojo.jp/applicant/casestudies.html

〈IT補助金概要説明動画〉



サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導動量) 令和3年度補正予算の概要

令和4年1月 中小企業庁



https://www.it-hojo.jp/eventinformation/

※動画内容は2022年2月公開時点の内容です (約15分)